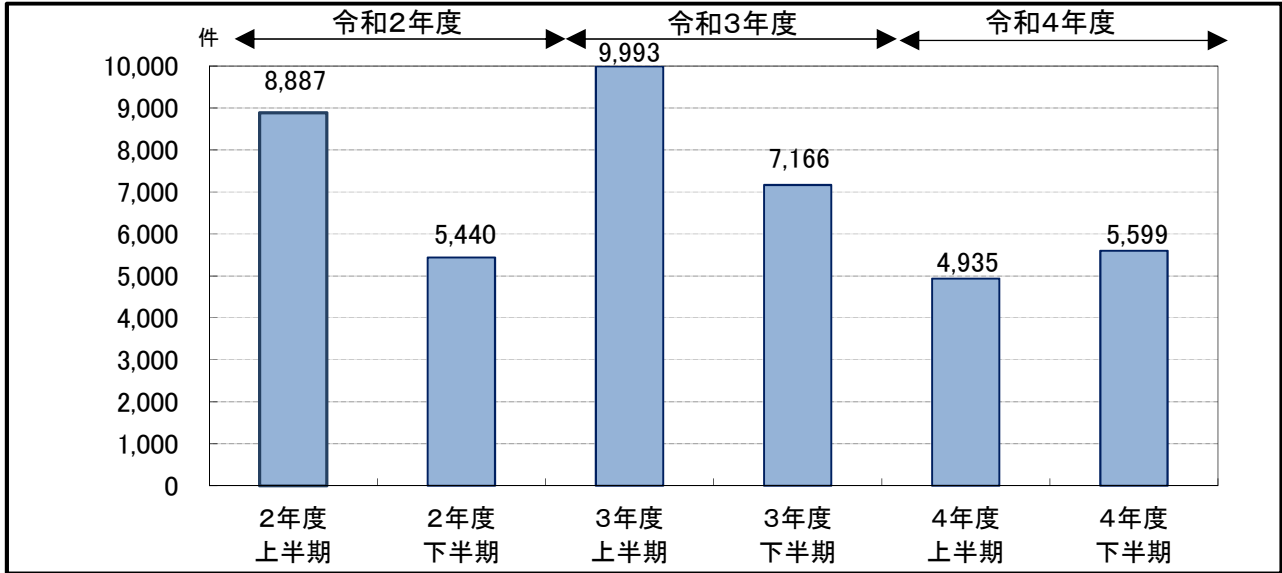


都民の声(教育・文化)について[令和4年度下半期(10月～3月)]

1 都民の声

(1) 受付件数の推移



上半期：4月～9月
下半期：10月～3月

(2) 性質別 件数内訳

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計
苦情	4,860	4,018	8,878	6,686	4,564	11,250	2,756	1,911	4,667
(割合)	54.7%	73.9%	62.0%	66.9%	63.7%	65.6%	55.8%	34.1%	44.3%
要望	2,198	933	3,131	2,226	1,732	3,958	805	1,714	2,519
(割合)	24.7%	17.2%	21.9%	22.3%	24.2%	23.1%	16.3%	30.6%	23.9%
提言	60	43	103	32	25	57	29	38	67
(割合)	0.7%	0.8%	0.7%	0.3%	0.3%	0.3%	0.6%	0.7%	0.6%
意見	1,769	446	2,215	1,049	845	1,894	1,345	1,936	3,281
(割合)	19.9%	8.1%	15.4%	10.5%	11.8%	11.0%	27.3%	34.6%	31.2%
計	8,887	5,440	14,327	9,993	7,166	17,159	4,935	5,599	10,534

令和4年度下半期の性質別件数では、「意見」が最多で、1,936件(34.6%)である。

2番目は「苦情」が1,911件(34.1%)、3番目は「要望」が1,714件(30.6%)である。

(3) 分野別 件数内訳

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計
教職員	770	619	1,389	748	935	1,683	925	1,268	2,193
(割合)	8.7%	11.4%	9.7%	7.5%	13.0%	9.8%	18.7%	22.6%	20.8%
生徒指導	1,781	2,441	4,222	6,078	3,453	9,531	2,045	931	2,976
(割合)	20.0%	44.9%	29.5%	60.8%	48.2%	55.5%	41.4%	16.6%	28.3%
学校運営	1,728	690	2,418	863	1,573	2,436	1,078	2,398	3,476
(割合)	19.4%	12.7%	16.9%	8.6%	22.0%	14.2%	21.8%	42.9%	33.0%
教育施設	15	19	34	45	3	48	11	7	18
(割合)	0.2%	0.3%	0.2%	0.5%	0.0%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%
社会教育	192	101	293	145	98	243	102	115	217
(割合)	2.2%	1.9%	2.0%	1.5%	1.4%	1.4%	2.1%	2.1%	2.1%
健康管理	3,934	884	4,818	1,479	354	1,833	298	443	741
(割合)	44.3%	16.3%	33.6%	14.8%	4.9%	10.7%	6.0%	7.9%	7.0%
福利厚生	1	4	5	0	0	0	4	0	4
(割合)	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
その他	466	682	1,148	635	750	1,385	472	437	909
(割合)	5.2%	12.4%	8.1%	6.3%	10.5%	8.1%	9.7%	7.8%	8.6%
計	8,887	5,440	14,327	9,993	7,166	17,159	4,935	5,599	10,534

令和4年度下半期の分野別件数では、「学校運営」に関するものが最多で、2,398件(42.9%)、主なものは、「都立学校入学者選抜に関するもの」(2,038件)、「学校の管理・運営に関するもの」(360件)である。

2番目は「教職員」に関するものが1,268件(22.6%)、主なものは、「教職員のサービス、接遇等に関するもの(児童・生徒に対するものは含まない。)」(856件)、「教職員による児童・生徒への体罰、不適切な指導等(体罰、暴言、セクハラ等)に関するもの」(305件)である。

3番目は「生徒指導」に関するものが931件(16.6%)、主なものは、「生活指導等に関するもの(生活指導・行事・部活動等)」(440件)、「学習等に関するもの」(218件)である。

○ 多数を占めたテーマ・特徴的なテーマの件数及び内容

テーマの概要	件数	内容	対応
<p>学校の管理・運営に関するもの 〔分野：学校運営〕</p>	2,398 件	<p>地域内の公道を走行する都立学校のスクールバス4台の運転が荒く、周辺住宅等への振動が大きい。</p> <p>具体的には、不要な加速により道路幅に対する車速が速いこと等である。</p> <p>一日に朝、昼過ぎ、夕方の3回も走行するので、徐行して走行するよう改善願いたい。</p> <p>(令和4年11月)</p>	<p>今回の御指摘を受けて、走行した場所や車両を特定した上でドライブレコーダーを確認したところ、御指摘の日やその他の日において、バスは法定速度で走行しているなど適切に運行されておりました。</p> <p>当該校では、各コースを運行するすべてのバス事業者に対して、引き続き、法定速度を順守した走行や、道幅、歩行者、対向車の有無等に応じた運転をするよう、改めて注意喚起しました。</p>
<p>学校の管理・運営に関するもの 〔分野：学校運営〕</p>	2,398 件	<p>都立学校の近隣に住んでいます。私は夜勤が多く、夜中に同校の横を自転車で帰宅しますが、深夜にも関わらず自転車置き場の蛍光灯が煌々と点いたままになっています。まれに消灯されている時もありますので、自動点灯消灯の制御がされているのではなく、手動スイッチで消灯が行われているようですので、管理者が明らかに消し忘れて帰っているとしか考えられない状況です。</p> <p>都立学校の電気代は都民の税金であること、さらに都民に対して消費電力削減が呼びかけられている今、電力を浪費していることは、都民として黙認できない事態ですので、同校に対して直ちに改善するよう厳しく指導をしていただきたいです。</p> <p>(令和5年1月)</p>	<p>当該校において確認したところ、現在グラウンド等の改修工事を行っており、作業に必要な資材や工事用具の置き場所として、駐輪場付近のスペースを使用していました。</p> <p>工事前は、屋外の照明を午後8時に自動消灯するよう設定していましたが、工事期間中は、夜間に緊急車両等が進入した際の資材等への衝突防止や、資材等によって生じる死角の解消等の目的から、駐輪場の照明を夜間も点灯させていました。</p> <p>今回の御指摘を受けて、資材等の置き場所や設置数量を見直したところ、夜間に照明を点灯しなくても問題がないことが確認できたため、午後8時に自動消灯するよう設定し直しました。引き続き、節電を心がけながら、安全の確保を図ってまいります。</p>

テーマの概要	件数	内容	対応
<p>教職員のサービス、接遇等に関するもの 〔分野：教職員〕</p>	856 件	<p>都立学校の教職員が、勤務時間中に喫煙しています。</p> <p>昨年から学校に苦情を伝えてきましたが、学校から離れたところにまできて喫煙するようになっていました。</p> <p>教職員の喫煙に関して、適切な指導をお願いします。</p> <p>(令和4年10月)</p>	<p>当該校では、喫煙については地域住民に配慮することや、勤務中に外出し喫煙することは厳に慎むこと等について周知徹底を図っておりましたが、今回の御指摘を受けて、改めて管理職から職員朝会で注意喚起を行いました。</p> <p>今回は該当する教職員を確認できませんでしたが、今後、個別に面談する中で該当者が判明した際には、再度、教育公務員としての自覚ある行動及びサービスの厳正について、個別に指導してまいります。また、全教職員に対しては引き続き、企画調整会議や職員会議等の機会を利用し、注意喚起を図ってまいります。</p>
<p>教職員のサービス、接遇等に関するもの 〔分野：教職員〕</p>	856 件	<p>何校も都立学校で取引をしており、みなさん大変気持ちの良い対応をしてくれてありがたいと思うが、ある都立学校だけは電話の対応や窓口の対応が非常にぶっきらぼうというかケンカ腰というか、怒鳴り散らした対応をされる方がいる。</p> <p>他の職員が私に丁寧に対応してくれる後ろから大声で怒鳴られたこともある。そんな対応をされるおぼえはひとつもない。とても不愉快で、訪問した後は気分が悪く、仕事でなければ絶対に関わりたくない。</p> <p>(令和5年3月)</p>	<p>当該校では、今回の御指摘を受け、校長から同校経営企画室職員全員を対象とした業務改善に関する研修を実施し、御指摘の内容を伝えたくえで、改めて以下のことを指導しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者等に対して不愉快な思いをさせることがないよう、窓口対応や電話対応における接遇について、改善に取り組む必要があること。 ・相手を不快にさせる行動例を示しながら、言葉遣いや声の大きさに注意すること、相手が話し終わるまで待つこと、表情に気を付けること等の重要性を常に認識すること。

テーマの概要	件数	内容	対応
<p>学習等に関するもの 〔分野：生徒指導〕</p>	<p>218件</p>	<p>朝、河川敷にあるサイクリングロードを歩いていたら、都立学校の生徒が衝突してきて肩を痛めました。原因は、学校の授業において、大人数で一斉に走っていた生徒が逆走したことです。その生徒は謝罪もなく走り去りました。</p> <p>その場にいた教員にこのことを伝えましたが、教員は「すみません」の一言で、生徒に指導することもなく非常に不愉快でした。</p> <p>そもそもサイクリングロードでなぜ授業をするのか疑問ですし、仮に使用するのであれば一般の方に配慮する必要があると思います。</p> <p>(令和5年2月)</p>	<p>当該校において確認したところ、体育の長距離走の授業でサイクリングロード上を走っていた際、スタート直後に生徒の一人が歩行中の一般の方とぶつかり、すぐに担当教員がその方に謝罪をしましたが、その場で生徒への指導は行わなかった、とのことでした。</p> <p>当該校では長距離走の授業を行う場合、開始前と終了後には必ず、一般の方に注意して走ることやサイクリングロードで逆走しないことを指導しておりました。</p> <p>今回の御指摘を受け、当該校の管理職は、保健体育科の教員に対して改めて以下の指導をしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公道で授業をする際には、開始時においては他の歩行者への配慮など公共マナーの徹底を生徒に注意喚起し、終了時においては振返りを行うこと。 ・万が一、事故が発生した場合は、第一に関係者の安全を確保した後、必要な対応をすること。その際、生徒に非がある場合は、教員だけでなく、生徒も謝罪するよう、その場で指導すること。 <p>今年度の長距離走の単元は終了したため、来年度へ確実に引き継ぐことを、校内で確認しました。</p>

○ 寄せられた都民の声(感謝事例)

○都立学校生徒の思いやりのある行動 ①

私は持病があり、ヘルプマークを常時身につけています。先日、地下鉄を利用中に、都立学校の生徒の方が席を譲ってくださいました。兄弟が同じ学校に通っているのも、鼻目（ひいきめ）になってしまいますが、本当に嬉しかったです。

きっと心優しい子がたくさん通われているのだと感じ、また勝手ながら兄弟が心優しいと証明されたように思えました。ヘルプマークをつけていても、手を差し伸べてくださる方はまだまだ少ないと実感している中で、とても嬉しい出来事でした。

本来であれば学校に直接お電話を差し上げるべきところですが、何だか気恥ずかしく、こちらに連絡しました。(令和5年2月)

○都立学校生徒の思いやりのある行動 ②

飲食店にて都立学校の生徒さんグループに助けてもらった幼児と保護者です。飲食店内で子供がタブレット用のコインをなくしてしまい、途方に暮れていた際、優しく声をかけていただきました。泣きそうになっていた娘は笑顔になり、親の私自身も救われました。何もお礼が出来なかったのが心残りです。本当にありがとうございました。こんなに他人に優しくするのはなかなか出来ることではありません。生徒さんのことをたくさん褒めてあげてほしいと思いメッセージを送らせていただきました。(令和5年3月)

○4月1日付教員人事異動の公表の前倒し

6年生の自分の息子が無事卒業しました。先生の異動の発表を4月1日から3月21日に早めてくれたと聞き、本当に感謝しています。低学年のときに大変お世話になった先生がそろそろ異動かと思っていたのですが、今回は事前に異動だとわかり花束とお礼を準備し、子供と一緒に今までの感謝の気持ちを伝えることができました。先生も涙ぐんでいて、子供からちゃんとお礼の気持ちを伝えることができ本当にいい経験になりました。

今までは、東京都の方針だから仕方ないと思っていましたが、いろんな声を考慮し柔軟に変えてくれた東京都教育委員会の決断が本当によかったです。これからも子供に寄り添ってほしいと思います。ありがとうございました。(令和5年3月)

2 請願

(1) 分野別 件数内訳

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計
教職員	1	1	2	3	3	6	3	6	9
(割合)	7.1%	16.7%	10.0%	30.0%	42.9%	35.3%	27.3%	60.0%	42.9%
生徒指導	8	3	11	3	1	4	3	3	6
(割合)	57.2%	50.0%	55.0%	30.0%	14.2%	23.5%	27.3%	30.0%	28.6%
学校運営	2	1	3	1	0	1	4	1	5
(割合)	14.3%	16.7%	15.0%	10.0%	0.0%	5.9%	36.4%	10.0%	23.8%
教育施設	0	0	0	2	3	5	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	42.9%	29.4%	0.0%	0.0%	0.0%
社会教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
健康管理	1	0	1	0	0	0	0	0	0
(割合)	7.1%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
福利厚生	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	2	1	3	1	0	1	1	0	1
(割合)	14.3%	16.6%	15.0%	10.0%	0.0%	5.9%	9.0%	0.0%	4.7%
計	14	6	20	10	7	17	11	10	21

令和4年度下半期の分野別件数では、「教職員」に関するものが6件、「生徒指導」に関するものが3件、「学校運営」に関するものが1件である。

(請願) 分野別の事例

分 野	概 要
教職員	<p>【卒業式・入学式における国歌斉唱について】 1 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都教育委員会が 2003 年 10 月 23 日に発出したいわゆる「10.23 通達」を撤回すること。 ・同通達に基づく一切の懲戒処分・厳重注意等を取り消すこと。 ・最高裁判決、東京高裁判決、東京地裁判決で「違法」とされた減給・停職処分を行った責任を取り、原告らに謝罪すること。また再処分を撤回すること。新たな再処分を行わないこと。 ・同通達に基づく校長の職務命令を発出しないこと。また、新たな懲戒処分を行わないこと。 ・同通達に係わり懲戒処分を受けた教職員に対する「服務事故再発防止研修」を行わないこと。 ・同通達に係わり懲戒処分を受けた教職員の再雇用、非常勤教員等の合格取消、採用拒否等を撤回すること。被処分者に対する「再任用打ち切りの事前通告」を撤回すること。 ・卒・入学式等での「君が代」斉唱時に生徒に起立を強制し、内心の自由を侵害する「3.13 通達」(2006 年)を撤回すること。 ・教育委員会において本請願書及び関係資料を配付し、慎重に審議して、回答すること。 <p>《請願者への通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに出示された裁判所の判断において、都教育委員会が平成 15 年 10 月 23 日付けで発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について(通達)」は、旧教育基本法第 10 条第 1 項にいう「不当な支配」には該当しないとされています。よって、本通達を撤回する考えはありません。 ・卒業式等における職務命令違反を理由とした懲戒処分の取消しや撤回は、考えておりません。また、厳重注意の取消しは、考えておりません。 ・判決が確定した事案については、当該各事案に係る判決の内容に応じて、必要な対応を行っています。謝罪する考えはありません。 <p>また、懲戒処分の取消しや撤回は、考えておりません。</p> <p>なお、卒業式等における職務命令違反については、最高裁判所の判決を踏まえて適切に対処します。</p>

分野	概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年5月30日、最高裁判所は、都教育委員会が平成15年10月23日付けで発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」に基づく職務命令は、思想及び良心の自由を侵すものではなく、憲法19条に違反するものではないと判断しました。その後も最高裁判所においては同様の判断が繰り返されており、平成28年7月12日の判決も同様の判断でした。 このように、最高裁判所の判決においては、学習指導要領に基づき自校の入学式、卒業式等を適正に実施するため、校長が職務命令を発出することは何ら問題がないとされています。 また、卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判所の判決で繰り返し認められているところであり、職務命令違反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。 ・懲戒処分の原因となった服務事故の再発を防止するため、関係規定に基づき、懲戒処分を受けた者に対し、服務事故再発防止研修を実施します。 ・再任用に関する事前通告を撤回する考えはありません。 ・平成18年3月13日付「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の指導について（通達）」は、平成15年10月23日付「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」及び平成16年3月11日付「入学式・卒業式の適正な実施について（通知）」の趣旨を、なお一層徹底するとともに、校長が自らの権限と責任において、学習指導要領に基づき適正に児童・生徒を指導することを、教職員に徹底するよう通達したものです。本通達を撤回する考えはありません。 ・既に方針が決定済みの事項であることから、東京都教育委員会事案決定規程等に基づいて回答します。教育委員会への報告及び教育委員会での審議は行いません。

3 陳情等(団体要請)

(1) 分野別 件数内訳

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計
教職員	9	21	30	3	11	14	3	11	14
(割合)	13.8%	30.0%	22.2%	2.1%	25.0%	7.6%	4.1%	16.4%	9.9%
生徒指導	18	10	28	94	12	106	10	5	15
(割合)	27.7%	14.3%	20.7%	67.1%	27.3%	57.6%	13.5%	7.5%	10.6%
学校運営	26	26	52	27	15	42	54	48	102
(割合)	40.0%	37.1%	38.5%	19.3%	34.1%	22.8%	73.0%	71.6%	72.3%
教育施設	0	0	0	1	0	1	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%
社会教育	0	4	4	6	3	9	3	1	4
(割合)	0.0%	5.7%	3.0%	4.3%	6.8%	4.9%	4.1%	1.5%	2.8%
健康管理	8	7	15	9	2	11	3	2	5
(割合)	12.3%	10.0%	11.1%	6.4%	4.5%	6.0%	4.1%	3.0%	3.5%
福利厚生	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	4	2	6	0	1	1	1	0	1
(割合)	6.2%	2.9%	4.5%	0.0%	2.3%	0.6%	1.2%	0.0%	0.9%
計	65	70	135	140	44	184	74	67	141

令和4年度下半期の分野別件数では、「学校運営」に関するものが48件(71.6%)が最も多く、そのうち「英語スピーキングテストについて」が33件である。

2番目は「教職員」に関するものが11件(16.4%)であり、そのうち「国旗・国歌について」が8件である。

(陳情等) 分野別の事例

分 野	主 な 事 項
学校運営	<p>①【学校教育の充実について】 9 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の充実を求める要望書 ・特別支援教育を受ける子どもへの支援 ・令和 5 年度東京都予算案に関する要望書 (心臓病への対応) ・令和 4 年度 教育庁要望項目 (学習障害への対応) ・「次期教育振興基本計画」策定に向けた提言 他 <p>②【子育て支援について等】 6 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援策にかかる所得制限の撤廃・子どもへの直接的な支援の拡充を求める意見書 ・希望するすべての生徒の高校進学を保障を求める公開質問状 ・人工芝についての公開質問状 他 <p>③【英語スピーキングテストについて】 3 3 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) の検証を求める意見書 ・来年度の高校入試に中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) を活用しないことを求める意見書 ・スピーキングテスト (ESAT-J) の中止を求めるとともに、ESAT-J の結果を都立高入試に導入しないことを求める要望書 ・英語スピーキングテストの中止または都立高校入試への活用に反対する声明 ・都立高入試への英語スピーキングテストの導入の延期・見直しに関する陳情 ・公開質問状 ・要望書 他
教職員	<p>①【日の丸掲揚・君が代斉唱に関する教職員の処分について】 8 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日の丸・君が代」強制処分等に反対し、方針の撤廃を求めます。 ・「日の丸・君が代」の強制をやめ、「入学式・卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」の通達の撤回を求める要請書 ・要請書 (「10.23 通達」の撤回等) ・「10.23 通達」の撤回と懲戒処分・再処分の取消しを求め、新たに処分等を行わない要請及び再要請 ・国際人権に関する要請及び再要請 他

分野	主な事項
教職員	<p>②【教職員の増員について等】3件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千代田区立神田一橋中学校通信教育課程に関する教職員体制の抜本的改善を求める要請書 ・東京都・行政機関における障害者雇用の促進を求める要請書 ・要請書（退職教員の活用等について）
生徒指導	<p>①【教科書採択について】1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度の教科書採択に関する要請 <p>②【教育内容について等】4件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023年度 都政への提案（脱炭素促進のための学校教育等） ・要望書（音楽教育） ・学校における子どもの意見表明権を確立するための取組を推進する宣言 ・子どもたちが安心して学びを継続できる環境整備を求める要望書

4 公益通報制度

(1) 窓口別 受理件数内訳

分類	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計
教育庁等窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
弁護士窓口	38	10	48	28	21	49	21	17	38
計	38	10	48	28	21	49	21	17	38

(2) 弁護士窓口受理分に係る処理状況

<令和2年度受理分>

区分	調査終了した案件		調査中の案件	計
	是正措置を行う必要があるもの	法令等違反に当たらないもの		
都の事務・事業に関すること	0	0	0	0
職員の服務等に関すること	18	29	1	48
計	18	29	1	48

<令和3年度受理分>

区分	調査終了した案件		調査中の案件	計
	是正措置を行う必要があるもの	法令等違反に当たらないもの		
都の事務・事業に関すること	0	0	0	0
職員の服務等に関すること	18	27	4	49
計	18	27	4	49

<令和4年度受理分>

区分	調査終了した案件		調査中の案件	計
	是正措置を行う必要があるもの	法令等違反に当たらないもの		
都の事務・事業に関すること	0	0	0	0
職員の服務等に関すること	17	10	11	38
計	17	10	11	38